

令和 6 年度

第 2 めばえ保育園 事業報告

【設置運営主体】

名 称	社会福祉法人めばえ福祉会
所 在 地	大阪市東住吉区西今川 1-6-2
電 話 番 号	06-6713-1558
代表者氏名	理事長 檜原 一正

【利用施設】

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	第 2 めばえ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市東住吉区西今川 1-5-28
連 絡 先	電話番号 06-6713-1558 FAX 06-6713-1285
管 理 者	園長 檜原 庸弘
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員 (180 名)	0 歳児 8 名 1 歳児 10 名 2 歳児 12 名 3 歳児 50 名 4 歳児 50 名 5 歳児 50 名
利 用 定 員 (120 名)	0 歳児 1 名 1 歳児 2 名 2 歳児 2 名 3 歳児 35 名 4 歳児 40 名 5 歳児 40 名
開 設 年 月 日	昭和 56 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2710051004671

敷 地		661.15 m ²
園 舎	構 造	鉄骨耐火造 3 階建のうち 1 階～3 階
	延べ面積	1081.98 m ²
園 庭		655.27 m ²

【保育理念】

みんな なかよく みんな たのしく

【保育目標】

1. 心身ともにつよい子
2. 心のやさしい子
3. 心のゆたかな子

【保育方針】

1. 安心 安全な保育
2. 発達に合わせた保育
3. 喜びや楽しみのある保育

【園児の利用状況】 めばえ保育園（0歳児～2歳児） 第2 めばえ保育園（3歳児～5歳児） 共通

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳 (内分園)	14 (0)	14 (0)	16 (0)	18 (0)	19 (0)	19 (0)	22 (0)	24 (0)	24 (0)	24 (0)	24 (0)	24 (0)	242 (0)
1歳 (内分園)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	40 (12)	41 (12)	41 (12)	41 (12)	483 (144)
2歳	42	42	42	42	41	41	41	41	42	42	42	42	500
3歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	480
4歳	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	492
5歳	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	504

【職員の職務・構成】（分園含む）令和7年3月31日現在

職 種	職務の内容	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	

副園長	園長を補佐し、保育内容について保育士を補佐する		
学年主任	学年ごとに施設運営業務に従事し、保育士を統轄する	3	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	7	3
栄養士	給食計画、献立作成、給食・栄養・食育の指導及び管理を行う	1	
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	2	
看護師	童の健康状態を観察し、健康管理の業務を行う		
保育補助	保育士の補助を行う	1	1

【職員の状況】 めばえ保育園 第2 めばえ保育園 共通

	入職 16人		退職 16人	
	正規職員 (内 年度途中) 【内 育休復帰】	非常勤職員 (内 年度途中) 【内 育休復帰】	正規職員 (内 年度途中) 【内 産休取得】	非常勤職員 (内 年度途中) 【内 産休取得】
保育士	7 (2) 【1】	3	7 (4)	3 (1)
保育補助	1 (1)	2 (1)	1	2 (1)
看護師				1
栄養士・調理員	1	2 (1)		2 (1)

【保育提供日】

(1) 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日を除く。

(2) 休園の協力日

新年度準備 (4月1日)

夏期協力日 (8月13日～8月15日)

年末年始協力日 (12月29日～1月4日)

卒園式代休 (3月31日)

【保育を提供する時間】

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

【標準的保育】

標準的保育マニュアルにそって行う。

【行事】

令和6年度 行事報告

4月	入園式（6日） 5歳児遠足（24日）
5月	消防総合訓練（9日） 4歳児遠足（22日） 内科検診（17日） 3歳児遠足（28日）
6月	歯科検診（6日） 保育参観（22日）
7月	乳児なつまつり（3日） 幼児なつまつり（4日）
8月	お泊り保育（2日～3日）
9月	敬老会（12日）
10月	運動会（5日） 2歳児遠足（9日） 1歳児遠足ごっこ（10日） 4歳児遠足（16日） 4歳児やきいもパーティー（17日） 3歳児遠足（23日） 5歳児遠足（31日）
11月	消防総合訓練（6日） 内科検診（22日）
12月	幼児生活発表会（14日） もちつき（18日） クリスマス会（25日）
1月	5歳児おせち遠足（7日） 作品展（18日）
2月	節分（3日） 乳児生活発表会（22日）
3月	合奏大会（8日） お別れ会（12日） 卒園式（23日）

*毎月1回 お誕生日会、避難訓練を行った。

【給食】

(1) 食事の提供方法

自園調理にて給食および間食を提供する。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行う。

ただし園外保育等の園行事の際に家庭からのお弁当の協力をお願いすることがある。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアルにそって対応する。

【特別支援保育】

(1) 支援の方法

特別支援保育マニュアルにそって保育を提供する。

(2) 加算認定状況令和 7 年 3 月 31 日現在

3/31	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
めばえ	0 名	0 名	2 名	/	/	/	2 名
分園	0 名	0 名	/	/	/	/	0 名
第 2 めばえ	0 名	0 名	0 名	2 名	3 名	2 名	7 名

【嘱託医】

(内科)

医療機関の名称	田島医院
---------	------

医院長名又は医師名	田島 幸児
所 在 地	大阪市東住吉区西今川 1-6-16
電 話 番 号	06-6719-3878

(歯科)

医療機関の名称	やまね歯科
医院長名又は医師名	山根 総一郎
所 在 地	大阪市東住吉区東田辺 1-19-16
電 話 番 号	06-6622-8114

【感染症対策】

感染症対応マニュアルにそって行う。

【非常災害対策】

災害対策マニュアルにそって対応する。

【安全管理】

保育における安全管理マニュアルにそって行う

保育安全計画にそって行う

誤嚥事故防止対応マニュアルにそって行う

プール及び水遊びにおける安全管理マニュアルにそって行う

【事故発生時の対応】

事故防止及び事故発生時の対応マニュアル（重大事故防止マニュアル）にそって対応する。

【防犯対策】

防犯体制マニュアルにそって対応する。

【虐待防止対策（保護者）】

虐待対応マニュアルにそって対応する。

【虐待防止対策（職員）】

虐待防止規定にそって行う。

【個人情報の取り扱い】

個人情報の取扱いに関するマニュアルにそって対応する。

【プライバシーの保護】

子どものプライバシー保護マニュアルにそって対応する。

【苦情・相談窓口】

当園 窓口	・窓口担当者	川上 美加（保護者支援・子育て支援担当） 檜原 優子（副園長）
	・ご利用時間	9：00～ 17：00
第三者委員	・電話番号	06-6713-1558
	FAX	06-6713-9515
近藤 遼	電話番号	06-6761-1171
		大阪私立保育園連盟 会長

【研修報告】 めばえ保育園 第2 めばえ保育園 共通

園内研修

乳児保育研修	年 12 回	合計参加職員数 72
幼児教育研修	年 12 回	合計参加職員数 72
特別支援保育研修	年 12 回	合計参加職員数 60
食育・アレルギー対応研修	年 14 回	合計参加職員数 109
保健衛生・安全対策研修	年 19 回	合計参加職員数 251
保護者支援・子育て支援研修	年 12 回	合計参加職員数 54
マネジメント研修	年 12 回	合計参加職員数 84
人権研修	年 0 回	合計参加職員数 0

園外研修

キャリアアップ研修（＊正規保育士）	達成率 28人/39人	一人につき3分野
新任研修	2回	対象：入職1年目～2年目
リーダー研修	11回	対象：担任・副担任
主任研修	11回	対象：学年主任
食育研修	9回	対象：保育士・栄養士・調理員
看護師研修	3回	対象：看護師
人権研修	1回	対象：保育士
施設長研修	2回	対象：園長、副園長

【その他】＊めばえ保育園・第2 めばえ保育園 共通

≪保育・支援の質の向上への取り組み≫

○専門リーダーの配置

- ・各分野（乳児保育、幼児教育、特別支援保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援、マネジメント）ごとに専門リーダー職を配置する。また、マネジメント以外は、各学年主任と兼務する。

【結果】正規職員が希望する分野の部会に参加し、リーダーを中心に研修・研究を行い、専門性を高め合うことが出来た。学年主任が専門リーダーを兼務したため、業務の負担が増えこなしきれない状態があった。

○ノーコンタクトタイムの推進

- ・主担任を対象に月1回3時間程度のノーコンタクトタイム（間接保育時間：書類作成、作り物、保育準備等）を設ける。

【結果】月1回ではあったが予定どおりノーコンタクトタイムを持つことができ、職員からの反応も良く一定の成果を感じることが出来た。次年度は、回数増加を図りたい。

○職員自己評価シート（めばえ保育園が期待する職員像）の導入。

- ・職員自己評価シートを作成し運用する。

【結果】職員自己評価シートは作成したが、運用する仕組みが確立できず結果的に継続的に行うことは出来なかった。次年度は内容の見直しを行い、また集計結果等を活用し保育の質の向上につなげたい。

○マニュアルの見直し

- ・事故防止及び事故発生時の対応マニュアル（重大事故防止マニュアル）
- ・虐待対応マニュアル

【結果】専門リーダーが中心となり、マニュアルの作成・見直しを行うことが出来た。ただし、業務の負担を感じた。

○資格取得

- ・放課後児童支援員資格取得（対象：正規職員のうち1名）

【結果】保育士1名が新たに放課後児童支援員の資格を取得することが出来た。

○分園の移転

- ・令和7年4月1日から移転先での保育を目指し、移転手続きを行う。

東住吉区西今川 1-14-9 から東住吉区駒川 1-17-18 へ移転。

【結果】大阪市と協議を進めながら分園の移転準備を行うことが出来、来年度四月より移転先での保育を行うことが可能となった。

○給食オーガニック認証の取得

- ・令和7年度にオーガニック認証取得を目指し準備を行う。

【結果】食育の外部講師の協力もあり、順調に取得に向けての準備が進み、来年度10月には認証取得に挑戦する目途がついた。

○給食献立の充実

- ・令和6年10月を目途に、献立表の一部外部委託から完全自園作成に切り替える。
- ・2週間のサイクルメニューから1カ月サイクルメニューへ切り替える。

【結果】栄養士の頑張りもあり、予定通り１０月からの献立を完全に自園にて作成することが出来るようになり、また調理員の協力のもと１カ月サイクルメニューへと移行することもできた。

○第２厨房の設置

- ・放課後児童クラブ用の厨房を設置する。

【結果】場所の確保ができず第２厨房の設置は次年度の課題として持ち越す。

○第三者評価の受審

【結果】令和７年６月に株式会社 EM アップでの受審に決定。

≪地域への取り組み≫

○一時預かり保育事業の強化

- ・利用児童数 目標：令和６年度 年間延べ利用児童数 1800 人以上
利用児童数 実績：令和５年度 年間延べ利用児童数 1467 人
令和４年度 年間延べ利用児童数 1304 人

【結果】令和６年度 年間延べ利用児童数 1912 人

○新設保育園（第３園）の設立

- ・大阪市東住吉区今川４丁目の借地（１００坪）を使用し、新設園設立の話が不動産会社から持ち上がる。

【結果】法人と不動産会社との契約内容の折り合いがつかず白紙となる。

≪人材への取り組み≫ 育成・定着・確保

○フォロー体制の推進

- ・マネジメントの専門リーダーは新任職員（入職１年目）を対象に個人面談を含むフォローアップ研修を行う。

【結果】新任職員一人一人の仕事上の不安や悩みに対応することにより、保育技術の向上や離職の防止等に効果を感じることが出来た。

○職員処遇の把握、分析

- ・職員処遇への水準が適切であるかを評価・分析していく

【結果】年間休日数や有休休暇の取得率が低い為、改善していく必要がある。

○賃金の見直し

職員の賃金の見直しを行い定着につなげる

【結果】令和６年度人事院勧告に伴う職員の人件費の引き上げ（10.7％）も踏まえ、以下の賃金改善を行った。

- ・処遇改善費の見直し増額

- ・非常勤職員時給の見直し増額
- ・役職手当の見直し増額
- ・こども手当の創設
- ・キャリアアップ研修修了手当の創設